

| 改正案 | | 現行 | |
|--|---|--|---|
| <p>法第十一条第五項本文及び第十九条</p> <p>国土交 運輸監理部長、運 通大臣 輸支局長</p> | <p>（権限の委任）</p> <p>第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方運輸局長に委任する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十一条第四項及び第六項、第十五条の二第四項（法第十六条第六項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五項、第十六条第二項、第四項、第五項及び第七項、第十八条第三項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項、第六十二條第一項及び第二項（法第六十三條第三項において準用する場合を含む。）、第六十三條第二項及び第五項、第六十六條第二項（第二号に係る部分（構造等変更検査に係るものを除く。）に限る。）、第六十九條の二第一項、第三項本文、第四項及び第六項、第七十一條第一項及び第二項、第七十一條の二第一項（新規検査に係るものを除く。）、同条第二項において準用する法第五十四條第四項並びに第七十二條の三に規定する国土交通大臣の権限並びにこれらの権限に係る法第七十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限 最寄りの地方運輸局長</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | <p>法第十一条第四項本文及び第十九条</p> <p>国土交 運輸監理部長、運 通大臣 輸支局長</p> | <p>（権限の委任）</p> <p>第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十一条第三項及び第五項、第十五条の二第四項（法第十六条第六項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五項、第十六条第二項、第四項、第五項及び第七項、第十八条第三項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項、第六十二條第一項及び第二項（法第六十三條第三項において準用する場合を含む。）、第六十三條第二項及び第五項、第六十六條第二項（第二号に係る部分（構造等変更検査に係るものを除く。）に限る。）、第六十九條の二第一項、第三項本文、第四項及び第六項、第七十一條第一項及び第二項、第七十一條の二第一項（新規検査に係るものを除く。）、同条第二項において準用する法第五十四條第四項並びに第七十二條の三に規定する国土交通大臣の権限並びにこれらの権限に係る法第七十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限 最寄りの地方運輸局長</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> |

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)